

## 医療DX推進体制整備加算について

当院では、国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される情報等を活用する体制を有しております。

- ・ 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・ 電子処方箋の発行（経過措置期間令和7年7月31日）及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施しています。